

第8期 定時株主総会  
招集ご通知

開催日時

2024年6月28日(金曜日)午前11時

開催場所

小山グランドホテル 2階飛天の間  
栃木県小山市神鳥谷202

議案

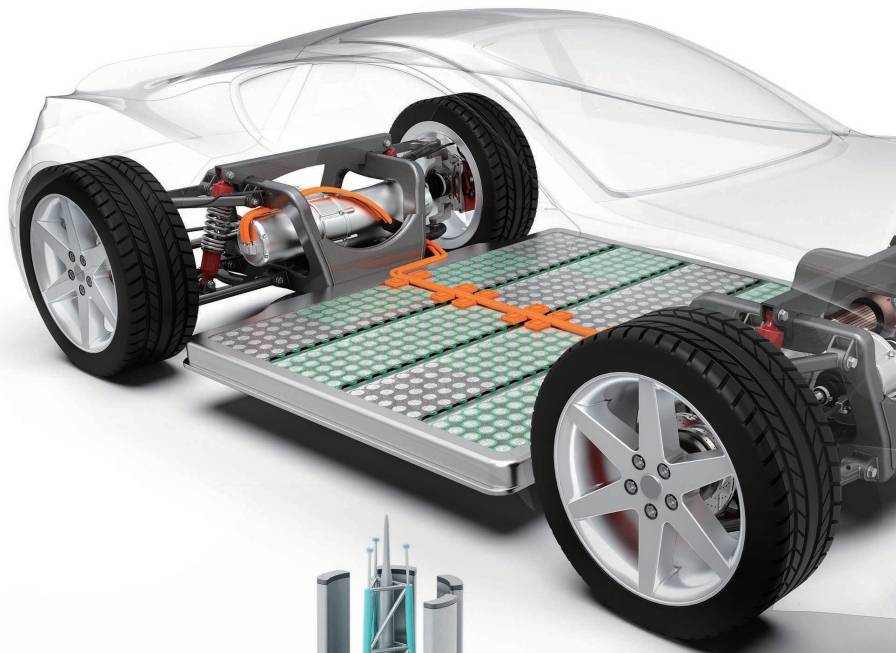
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第8期定時株主総会招集ご通知	04
事業報告	07
連結計算書類	38
計算書類	52
監査報告書	62
株主総会参考書類	67

※目次事項・頁数の表記について  
法令及び当社定款第17条第2項に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた内容の書面をご送付しております。  
ご送付している書面の目次事項、参照頁は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。



## グローバルな市場で選ばれる 電解銅箔メーカーとして、 永続的な発展を目指します。

代表取締役社長

中島 英雅



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社第8期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

世界経済は、引き続き不安定な国際情勢によるエネルギー価格の高騰やインフレの高まり、各国での異常気象、社会的な格差の拡大などがみられ、日本経済においては消費活動の活発化、日経平均株価の最高値更新など、好景気の側面が目立ちましたが、その一方で急激な物価上昇による実質賃金のマイナスが継続しており、消費者マインドに悪化の兆しが見られます。

2023年度当社グループにおいては、車載電池用銅箔では米国における電気自動車（EV）販売の伸び悩みにより、今後の車載用リチウムイオン二次電池（LIB）の急速な需要拡大に不透明感が強まり、オーガスタ工場着工の見直しを決断いたしました。

また、米国インフレ抑制法（IRA法）の影響により輸出セ

ル用銅箔の需要が低迷しました。回路基板用銅箔においては、米国子会社の整流器故障が長引き売上は減少しました。これらの結果、大変不本意ながら昨年度に引き続き営業利益以下の各段階利益は赤字となりました。

一方、当社グループは台湾の銅箔メーカーであるLCY TECHNOLOGY CORPORATIONとの業務提携により、両社の技術知見や顧客ポートフォリオを活用し、事業シナジーを着実に実現してまいります。加えて、次世代ニーズを先取りした新製品の開発や国内外新規顧客において各種銅箔の採用が決定するなど、着実な拡販の成果も見られました。

2024年度も引き続き厳しい経営環境が続きますが、株主さまをはじめとするステークホルダーの皆さまの信頼回復、業績回復による完全黒字化に向け、社員の気持ちを一つにして改革を推進致します。

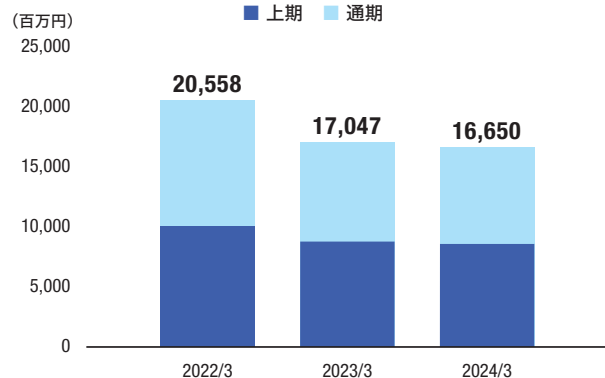
皆さまには大変ご心配をお掛けしておりますが、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

# 業績ハイライト

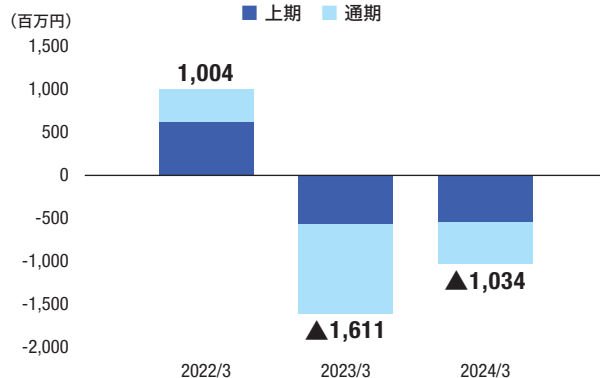
## 決算のポイント

当連結会計年度の売上高は、車載電池用銅箔においては、米国インフレ抑制法 (IRA法) の影響により輸出セル用銅箔の需要は低迷したものの、国内では顧客新規工場向けの量産開始が販売に貢献した一方、回路基板用銅箔においては、米国子会社における整流器故障により生産・販売量が減少したことなどにより、全体では前期比2.3%減収の16,650百万円となりました。営業損益は、前期発生した一過性の費用である米国新工場建設関連費用の負担がなくなったことなどから、前期比577百万円増益の△1,034百万円となりました。

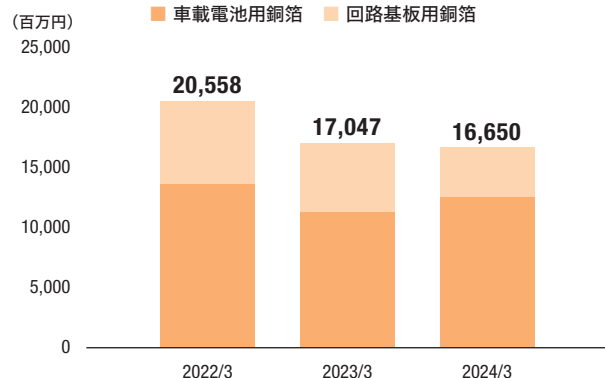
### 売上高



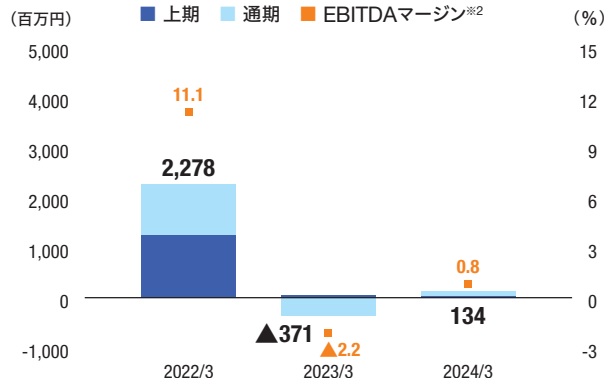
### 営業損益



### 製品別売上高 (通期)



### EBITDA<sup>※1</sup>



※1: EBITDAは、営業利益に減価償却費等を加えて算出しております。

※2: EBITDAマージンは、売上高に占めるEBITDAの割合であり、EBITDAを売上高で除した値となります。

# 議決権行使のお願い

## 郵送による議決権行使のお手続きについて



行使期限 **2024年6月27日（木曜日）午後4時50分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて



行使期限 **2024年6月27日（木曜日）午後4時50分行使分まで**

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) をパソコン又はスマートフォンを用いてご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

スマートフォンでの議決権行使は  
「スマート行使」をご利用ください

議決権行使書  
0000株式会社  
100-8233  
〒100-8233  
東京都千代田区千代田1丁目1番1号  
0000株式会社  
代表 取締役  
100-8233  
〒100-8233  
東京都千代田区千代田1丁目1番1号  
0000株式会社  
代表 取締役

議案	賛	否	白紙
議案第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第8号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第9号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第10号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

0000株式会社



インターネットによる  
議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート  
電話 0120-652-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00~21:00

## 株主総会にご出席いただく場合



株主総会  
開催日時 **2024年6月28日（金曜日）午前11時**

同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付へご提出ください。

証券コード5759  
2024年6月13日  
(電子提供措置の開始日 2024年6月6日)

株 主 各 位

茨城県筑西市下江連1226番地  
日 本 電 解 株 式 会 社  
代表取締役社長 中 島 英 雅

## 第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第8期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nippon-denkai.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順にご選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月27日（木曜日）午後4時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2024年6月28日（金曜日）午前11時00分
  2. 場 所 栃木県小山市神鳥谷202  
小山グランドホテル2階 飛天の間
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第8期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第8期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト（本書4頁に記載）に修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主様にお送りしている本書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告書及び会計監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告 : 「企業集団の現況に関する事項」  
(7) 主要な事業内容、(8) 主要な営業所及び工場、(10) 主要な借入先  
「会社の体制及び方針」  
(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他業務の適正を確保するための体制  
(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
(3) 株式会社の支配に関する基本方針
- ②連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」



③計算書類 　：「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎本総会の決議結果につきましては、書面による「決議通知」のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（本書４頁記載）に掲載させていただきます。

■機関投資家の皆さまへ

株式会社ＩＣＪが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

■議決権行使のお取り扱い

- ・議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットによって複数回又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承ください。

【株主総会資料の電子提供制度について】

2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度についての改正会社法が施行されました。同改正に伴い、本株主総会は電子提供措置制度の対象となりましたが、株主様の混乱を避けるため、当社は本株主総会においては、すべての株主様に従来どおり株主総会資料を書面でお送りしております。

次回以降の当社株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主様のお手元には簡易な招集通知をお送りする予定です。次回以降も引き続き書面による株主総会資料の提供をご希望の株主様は、次回の株主総会基準日までに当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行）又はお取引の証券会社等で書面交付請求のお手続きをお願いいたします。

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、中東情勢やウクライナ戦争に起因するエネルギー価格高騰やインフレ圧力の高まりにより経済の不安定要因が増し、欧州・中国において弱さが見られるものの、世界貿易の回復や堅調な個人消費を受け、景気は持ち直しの動きが見られました。

米国では、消費者マインドに悪化の兆しが見られつつも、堅調な雇用所得環境が持続し、景気が拡大しました。中国では、米中貿易交渉の影響を受けた中国への直接投資受入れ減少や、住宅販売の不振による不動産市場の停滞により、景気回復のペースは鈍化しました。日本では、令和6年能登半島地震や物価上昇の加速を受け個人消費に足踏みもみられたものの、所得環境の改善が見込まれ全体の景気としては緩やかに回復しました。

車載用リチウムイオン二次電池(LIB)の市場では、初期需要の一巡やローンの金利上昇により、米国において自動車メーカーが掲げた当初の目標に比べ足元の電気自動車(EV)販売は伸び悩み、従前の見通しから減速する状況となりました。回路基板用銅箔の主な市場である電子部品業界では、中国国内での人気スマートフォンの新機種発売を契機に需要が増加し、市場に回復の兆しが見られていますが、高速通信用については伸び悩みが見られています。

このような情勢のなか、当社グループにおける車載電池用分野において、国内では顧客新規工場向けの量産化が開始し販売に貢献したものの、引き続き米国インフレ抑制法(IRA法)の影響により輸出セル用銅箔の需要は低迷しました。回路基板用分野においては、米国子会社における整流器故障により売上は減少しましたが、国内新規顧客において当社銅箔の評価が完了し採用が決定するなど、拡販の成果を挙げつつあります。

収益面においては、前期比で車載電池用の売上が回復するも、輸出セル用銅箔の需要低迷、整流器故障の影響が大きく、営業利益以下の各段階利益は赤字となりましたが、親会社株主に帰属する当期純損失は、連結子会社の整流器故障に対する受取保険金や新株予約権の行使期間満了による権利消滅に伴う新株予約権戻入益により、赤字幅が縮小しました。

これらの結果、当連結会計年度の生産実績数量(ト)数は、全品種合計で8,308ト(前連結会計年度比2.5%減)、売上高は16,650百万円(同2.3%減)、営業損失は1,034百万円(前期は営業損失1,611百万円)、経常損失は1,288百万円(前期は経常損失1,840百万円)、親会



社株主に帰属する当期純損失は874百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,933百万円)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、車載電池用銅箔生産設備への設備投資を中心に2,027百万円実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当社は、第2回新株予約権の発行により総額209百万円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

### (新製品の開発)

当社グループでは、「未来に貢献する銅箔の製品化」を開発の基本方針とし、市場ニーズや技術動向を先取りした製品開発に取り組み、次世代LIB及び高機能回路基板に対応する新製品の開発を推進しております。

車載電池用銅箔においては、大容量LIBや全固体電池等の次世代LIBの要求特性に適合した、薄箔化や機械特性及び表面処理に特徴を有する銅箔の開発及び市場投入、回路基板用銅箔においては、5Gに代表される高速通信及び高密度実装などの付加価値の高い領域に適した製品の開発及び市場投入を継続的に進めてまいります。

### (内部管理体制の強化)

当社グループは、経営の健全性、実効性及び透明性を確保し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を通じて社会から信頼される企業となるため、コンプライアンスの徹底を図るとともにコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。特に、グループ全体のリスク管理機能強化を重要課題として捉え、子会社を含めた内部監査の充実等の施策を適時実施いたします。

### (人材の育成)

当社グループの経営理念や経営ビジョンを達成し、持続可能な企業価値の向上を実現するために、人材の育成が重要な課題であると認識しております。

当社では、多様な働き方の中で競争力を持った組織運営を行い、社員一人ひとりの『個人の成長』と『会社の成長』を実現させるため、育児休業やリモートワーク、フレックスタイトム制度の導入等により多様な働き方を支援するとともに、人材育成教育等により個人の育成を通じた組織力向上を図っております。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度に続き、当連結会計年度においても重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。また、当連結会計年度末において、手元資金と比べて短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高の水準が高いことから、当該借入金の返済が困難な状況にあります。

これらの状況により、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況に対し、当社グループでは、当該事象又は状況の解消に向けて、今後の事業方針として(A)高付加価値分野へのシフト、(B)技術力の更なる強化、(C)連結子会社との事業シナジー拡大及び(D)価格改定による利幅の改善・製造コスト低減を掲げ、収益性の向上に取り組んでまいります。

(A)の高付加価値分野へのシフトについては、当社の技術優位性と品質・信頼性が活かせる高性能車載電池用銅箔や高速通信分野をターゲットにした高周波基板用銅箔に注力し、収益性の高い製品の販売比率向上を目指します。

(B)の技術力の更なる強化については、プロセス技術開発の推進を通じ、製品の更なる品質向上や生産効率改善によるコスト競争力確保に努めてまいります。また、並行して、今後の市場ニーズに適合する製品の開発も推進します。車載電池用銅箔においては、先進LIBや全固体電池等の次世代LIBの要求特性に適合した機械特性や表面処理に特徴を有する製品の開発及び市場投入、回路基板用銅箔においては、高速通信や高密度実装領域をターゲットとした製品の開発及び市場投入を継続的に進めます。

(C)の連結子会社との事業シナジー拡大については、昨今、自動車産業界において電動自動車シフトが急速に進み、車載用LIB向けの銅箔需要が世界的に高まっている状況を受け、連結子会社にて車載電池用銅箔の生産開始に向けた体制の整備を進め、当社及び連結子会社より車載電池用銅箔が供給できる体制を推進します。また需要に応じた更なる生産能力の増強についても検討を進めます。連結子会社は、米国で長年の生産実績を有する電解銅箔メーカーであるとともに、顧客であるLIBセルメーカーが新規工場を米国内に建設している状況であることから、その立地条件を活かして、米国市場への製品供給を進めます。

(D)の価格改定による利幅の改善・製造コスト低減については、適切なマージンを確保するべく、電力価格変動を販売価格に反映する範囲の拡大に継続して取り組むとともに、費用削減に加え、生産現場におけるDX・IoT化の効果刈り取りなどにより製造コスト低減を図ります。

更に、資金面では、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、取引

先金融機関から期限の利益等の喪失の権利行使をしないことに合意を得ていることから、引き続き金融機関の支援を得られる見通しです。加えて、保有資産の売却や設備投資案件の厳選及び抑制等により、事業及び運転資金の安定的な確保と維持に努めるとともに、財務体質の改善及び強化を図り、運転資本の充実のため、あらゆる資本政策の可能性についても検討しております。

しかしながら、現時点において、当社グループの対応策は実施途上にあり、今後の事業進捗や追加的な資金調達の状況等によっては、当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年3月期 第5期	2022年3月期 第6期	2023年3月期 第7期	2024年3月期 第8期
売 上 高	14,584 百万円	20,558 百万円	17,047 百万円	16,650 百万円
営業利益又は営業損失 (△)	527 百万円	1,004 百万円	△1,611 百万円	△1,034 百万円
経常利益又は経常損失 (△)	440 百万円	976 百万円	△1,840 百万円	△1,288 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	193 百万円	848 百万円	△1,933 百万円	△874 百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	26.86 円	117.22 円	△252.36 円	△96.63 円
総 資 産 額	13,643 百万円	18,034 百万円	22,678 百万円	23,908 百万円
純 資 産 額	4,946 百万円	5,755 百万円	7,447 百万円	6,724 百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	686.95 円	793.85 円	822.97 円	743.10 円

- (注) 1. 当社は、2021年4月23日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日) を第6期の期首より適用しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年3月期 第5期	2022年3月期 第6期	2023年3月期 第7期	2024年3月期 第8期
売 上 高	11,374 百万円	15,281 百万円	12,451 百万円	13,310 百万円
営業利益又は営業損失 (△)	838 百万円	845 百万円	△457 百万円	△475 百万円
経常利益又は経常損失 (△)	768 百万円	845 百万円	△485 百万円	△339 百万円
当期純利益又は当期純損失 (△)	442 百万円	564 百万円	△537 百万円	△146 百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	61.42 円	77.96 円	△70.11 円	△16.16 円
総 資 産 額	11,554 百万円	16,293 百万円	21,633 百万円	21,945 百万円
純 資 産 額	3,499 百万円	4,101 百万円	6,862 百万円	6,554 百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	485.98 円	565.67 円	758.28 円	724.24 円

- (注) 1. 当社は、2021年4月23日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日) を第6期の期首より適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Denkai America Inc.	3,067 千USドル	100.0 %	電解銅箔の製造及び販売

(7) 主要な事業内容

当社グループは、各種電解銅箔の開発及び製造販売を行う電解銅箔製造事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社・工場	茨城県筑西市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
Denkai America Inc.	本社・営業所 (米国ニューヨーク州) 工場 (米国サウスカロライナ州)



(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
236名	37名減

(注) 従業員数には、契約社員及びパートタイマーが含まれております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
173名	25名減	44歳9ヶ月	12年8ヶ月

(注) 従業員数には契約社員及びパートタイマーを含み、米国子会社への出向者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,172,938 千円
株式会社常陽銀行	2,326,811
株式会社筑波銀行	2,245,765
株式会社足利銀行	1,760,685
株式会社商工組合中央金庫	1,200,000
株式会社群馬銀行	500,000
株式会社りそな銀行	500,000
株式会社日本政策金融公庫	300,000
株式会社みずほ銀行	200,000

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 28,800,000株

(2) 発行済株式の総数 9,050,000株

(3) 株 主 数 13,465名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
テックス・テクノロジー株式会社	1,886,900 株	20.85 %
楽天証券株式会社	204,300	2.25
徳岡工業株式会社	72,000	0.79
春 名 啓	69,200	0.76
植 田 孝	60,000	0.66
一 戸 隆 文	60,000	0.66
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	57,852	0.63
野村証券株式会社	57,474	0.63
JP JPMSE LUX RE J. P. MORGAN SEC PLCEQ CO	54,000	0.59
久 野 利 明	42,300	0.46

(注) 持株比率は、自己株式（171株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中島 英雅	代表取締役社長CEO	Denkai America Inc. CEO & President
遠藤 安浩	取締役	Denkai America Inc. Director
山川 眞紀子	取締役 監査等委員	
島 宏一	取締役 監査等委員	グリーン株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社リグア 社外取締役 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役 株式会社コスモスイニシア 社外取締役 UTグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）
片山 典之	取締役 監査等委員	シティユーワ法律事務所 パートナー 日産化学株式会社 社外監査役 株式会社リブセンス 社外監査役 アイダエンジニアリング株式会社 社外監査役 株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山川眞紀子氏、島宏一氏及び片山典之氏は、社外取締役であり、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）島宏一氏は、事業会社にて常勤監査役、社外監査役、社外取締役として豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び、内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査等委員会が行う監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山川眞紀子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2023年6月29日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって、杉本泰裕氏は任期満了により監査等委員である取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名（山川眞紀子氏、島宏一氏、片山典之氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」とします。）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等をD&O保険により填補することとしており、被保険者のすべての保険料は当社が負担しております。

ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った者自身の損害等は填補対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞 与	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	24,000	24,000	—	—	2
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	22,230 (19,350)	22,230 (19,350)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	46,230 (19,350)	46,230 (19,350)	— (—)	— (—)	6 (3)

- (注) 1. 上表の監査等委員である取締役の報酬等の金額及び対象となる役員の数には、2023年6月29日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 当事業年度においては、著しい業績悪化により賞与は支給しないことといたしました。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年9月25日開催の臨時株主総会において年額1億円、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、同臨時株主総会において年額5千万円と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)は7名、取締役(監査等委員)は3名(うち社外取締役は2名)であります。

② 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬は「基本報酬（月例の固定報酬）」及び「賞与」（非業務執行取締役を除く。）の金銭報酬により構成されております。

監査等委員を除く取締役の基本報酬については、会社業績及び「役員報酬取扱規則」に基づき代表取締役社長ＣＥＯ中島英雅が原案を作成し、過半数が独立社外取締役で構成された「指名・報酬委員会」への諮問・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。ただし、取締役会が、各取締役の業務遂行状況等を把握した代表取締役が、各取締役の報酬額の決定を行うことが適切であると判断し代表取締役に一任したときは、代表取締役社長ＣＥＯ中島英雅が決定しております。

また、非業務執行取締役を除いた取締役に支給する賞与についても、会社業績及び「役員報酬取扱規則」に基づき代表取締役社長ＣＥＯ中島英雅が原案を作成し、「指名・報酬委員会」への諮問・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。ただし、取締役会が、各取締役の会社業績への貢献度等を把握した代表取締役が、各取締役の賞与額の決定を行うことが適切であると判断し一任したときは、代表取締役社長ＣＥＯ中島英雅が決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、「役員報酬取扱規則」に基づき監査等委員全員の協議により決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬額が、「指名・報酬委員会」への諮問・答申を踏まえ、代表取締役への委任手続きを経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。



## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役 (監 査 等 委 員)	島 宏 一	グリーン株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社リグア 社外取締役 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役 株式会社コスモスイニシア 社外取締役 UTグループ株式会社 社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	片 山 典 之	シティユーワ法律事務所 パートナー 日産化学株式会社 社外監査役 株式会社リブセンス 社外監査役 アイダエンジニアリング株式会社 社外監査役 株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 川 眞 紀 子	2023年6月29日の取締役就任後に開催された取締役会15回及び、監査等委員会13回のすべてに出席しております。取締役会においては、豊富な監査経験に基づき議案の内容や審議等につき適宜必要な質問や意見を発しており、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	島 宏 一	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、経営監督者としての見地から議案の内容や審議等につき適宜必要な質問や意見を発しております。また当該事業年度に開催された監査等委員会17回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	片 山 典 之	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から議案の内容や審議等につき適宜必要な質問や意見を発しております。また当該事業年度に開催された監査等委員会17回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,950千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36,396千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬の見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分  
金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

・業務改善命令(業務管理体制の改善)

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社グループの役員及び社員がとるべき行動の基準・規範を示した「企業行動基準」、  
「行動規範」を定め、役員及び社員への浸透、定着を図ります。
  - (b) 当社グループの社会的責任を認識するとともに、公正で秩序ある企業活動を実践するために、役員及び社員の遵法精神を涵養し、見識を高めることを目的とした教育啓発活動を定期的実施します。
  - (c) 当社グループにおいて役員及び社員が法令違反や社会規範、企業倫理に反する行為を発見した場合に、当該不正を防止・是正するための手段として「内部通報制度」を運用します。また「内部通報制度」を適正に運用するため「内部通報規則」を定め、人事総務部及び監査等委員会に内部通報窓口を設置するほか、社外にも役員、社員並びに取引先等の関係先が通報できる通報窓口を設置します。
  - (d) 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等の外部専門機関と連携した体制を整備します。
  - (e) 当社は、取締役会における意思決定の客観性を高めるため、取締役のうち複数の者を社外取締役とします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は「取締役会規則」、「会議体規則」で定めた書類・保存期間にて保存し、必要な期間、適宜閲覧可能となる保存管理体制を整備します。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規則」に定めるとともに、組織的かつ効率的な業務遂行のため、各組織及び役職位の責任と権限の体系を明確にした「職務権限規則」及び「職務分掌規則」を制定し、運用します。
- (b) 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また業務執行にかかる意思決定を効率的に行うため、業務執行に関する事項

の審議、検討を行う「部長会議」を設置し、原則として毎月2回開催します。

- (c) 当社は、取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行います。
  - (d) 当社は、取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成し、その過半数を社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の指名・報酬に関する手続の透明性及び客観性を確保します。
- ④ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 関係会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業行動基準」、「行動規範」等を関係会社にも準用し、当社に準じたコンプライアンス体制を構築し運用します。
  - (b) 当社は、関係会社管理に必要な事項を「関係会社管理規則」に定め、関係会社における重要な経営判断事項については、事前に当社がその内容を把握確認します。また当社の役員及び社員を、必要に応じて関係会社の取締役又は監査役として派遣することを通じて、当社が関係会社の管理監督を行う体制を構築し運用します。
  - (c) 当社は、関係会社における事業運営状況、損益状況、財務状況等を適時に把握するために関係会社より報告を求める事項を「関係会社管理規則」に定め、関係会社より情報を収集し分析します。
  - (d) 当社グループの業務遂行が法令、定款及び諸規則に則り行われていることの監視や、内部統制の整備運用状況の評価を行うため、当社の内部監査室は、関係会社を対象とした内部監査を定期又は臨時に実施します。
- ⑤ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社グループの企業活動に付随するリスクに対応するため「リスク管理委員会」を設置し、経営上のリスクや業務運営上のリスク要因を把握、評価し、必要な予防策を講じます。
  - (b) 当社グループは、不測の事態が発生した場合には、その内容や当社グループに与える影響の程度等に応じ、機動的かつ組織的な対応を図ることとします。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示実効性に関する事項  
監査等委員会の運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助する当社の使用人を、専任の監査等委員会スタッフとして従事させます。  
監査等委員会の職務を補助する使用人の人事については、常勤監査等委員の同意を要することとし、業務執行者からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会が発する指示の実効性を確保します。
- ⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告するための体制及びその他監査等委員への報告に関する体制
- (a) 監査等委員は、当社の重要な会議に出席し、当社グループの経営状態や意思決定プロセスについて把握する機会を確保します。
  - (b) 監査等委員会には、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告、内部通報窓口寄せられた情報、あらかじめ取締役と協議して定めた監査等委員会に対する報告事項等が、適切かつ有効に報告される体制を整備します。
  - (c) 監査等委員会に対して、内部監査室より当社グループ各社を対象とした内部監査に関する状況とその監査結果の報告を行い、当社の監査等委員会は必要に応じて内部監査室に調査を求めるなど、緊密な連携を保ちます。
  - (d) 「内部通報規則」では、内部通報窓口に通報した者への報復行為を禁ずる規定を定める等、通報を理由とする不利な取扱いが生じないことを確保します。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会の執行部門からの独立性を確保するとともに、当社の監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行います。
  - (b) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査室と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。
  - (c) 監査等委員会が、職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続を請求したときには、職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、当社がその費用を負担するものとします。



- ⑨ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
  - (a) 当社グループは、財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、財務会計や財務報告に関連する諸規程を整備するとともに、財務報告に携わる役員及び社員に対し、会計原則や会計基準その他財務報告に関連する法令諸規則への理解を深めることを目的とした教育研修を定期的に行い、財務報告に係る内部統制の充実を図ります。
  - (b) 監査等委員会、内部監査室並びに各部門は、連携して、財務報告に係る体制の整備及び運用状況について定期的に評価し、是正、改善の必要が認められる場合には、所要の措置を講じます。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムの基本方針」に基づき、以下のとおり当社グループの内部統制システムを運用しております。

### ① 内部統制システム全般

- (a) 毎月開催されている取締役会においては、当社グループの全体に関わる経営方針や重要な意思決定について、法令及び定款に適合し業務の適正性が確保されるよう、社外取締役による客観的な意見を求めながら審議、意見交換を行っております。
- (b) 「リスク管理規則」に基づきリスク管理委員会を開催し、定期的にリスク対策の実施状況を確認するとともに、リスクの見直しを行い必要な予防策を講じております。
- (c) 「内部通報制度」は適正に運用されており、社内外の関係者が通報したことにより不利益を被ることなく、いつでも通報することができる体制を整えております。

### ② 職務の執行体制

「部長会議」において業務執行に関する事項の審議、検討を行うことにより、取締役会における業務執行に係る意思決定が効率的に行われております。

### ③ 監査等委員会の監査体制

- (a) 監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保ち内部監査に関する状況とその結果の報告を受け、必要に応じて取締役会に報告を行っております。
- (b) 監査等委員会は監査の実効性を確保するため、代表取締役、各取締役と情報交換を行う他、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、意見交換・情報交換を行っております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### 1 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行なわれる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や当社取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

かかる認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するよう要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以

上のおりであります。当社取締役会といたしましては、大規模買付者が大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

従って、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が下記3(2)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

## 2 基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

#### ① 経営方針

当社は、経営理念「グローバルな市場で選ばれる電解銅箔メーカーとして、持続的な発展を目指します。」のもと、人と技術を大切にし、高品質で高機能な製品の提供を通じて社会に貢献するとともに、公正な企業行動を実践し、環境負荷や資源保護に配慮しつつ、良き企業市民として真に豊かな社会の実現を目指します。

#### ② 経営方針を具現化するための事業計画及び成長可能性に関する事項

当社では、今後の更なる成長を実現するため、今後の事業方針として①高付加価値分野へのシフト、②技術力の更なる強化及び③連結子会社との事業シナジー拡大を掲げております。

①の高付加価値分野へのシフトについては、当社の技術優位性と品質・信頼性が活かせる高性能車載電池用銅箔や高速通信分野をターゲットにした高周波基板用銅箔に

注力し、収益性の高い製品の販売比率向上を目指します。

②の技術力の更なる強化については、プロセス技術開発の推進を通じ、製品の更なる品質向上や生産効率改善によるコスト競争力確保に努めてまいります。また、並行して、今後の市場ニーズに適合する製品の開発も推進します。車載電池用銅箔においては、先進LIBや全固体電池等の次世代LIBの要求特性に適合した機械特性や表面処理に特徴を有する製品の開発及び市場投入、回路基板用銅箔においては、高速通信や高密度実装領域をターゲットとした製品の開発及び市場投入を継続的に進めます。

③の連結子会社との事業シナジー拡大については、昨今、自動車産業界において電動自動車シフトが急速に進み、車載用LIB向けの銅箔需要が世界的に高まっている状況を受け、連結子会社にて車載電池用銅箔の生産開始に向けた体制の整備を進め、当社及び連結子会社より車載電池用銅箔が供給できる体制を推進します。また需要に応じた更なる生産能力の増強についても検討を進めます。連結子会社は、米国で長年の生産実績を有する電解銅箔メーカーであるとともに、顧客であるLIBセルメーカーが新規工場を米国内に建設している状況であることから、その立地条件を活かして、米国市場への製品供給を進めます。

このほか、当社が製造する回路基板用銅箔について、連結子会社が有する顧客基盤を通じた輸出販売を促進すること、連結子会社が製造する汎用箔の品質向上のため当社より技術支援を行うこと等に取り組みます。

またESGへの取り組みとして、当社の事業活動を通じて、脱炭素社会・循環型社会の実現に取り組みます。

## (2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

### (企業統治の体制)

当社は、「グローバルな市場で選ばれる電解銅箔メーカーとして、持続的な発展を目指します。」をグループ共通の経営理念として掲げ、当該理念を実現するために、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制を構築し、株主をはじめとした多くのステークホルダーの皆様の立場に立ち、持続的成長と企業価値の向上に努めていくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当社は、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の強化充実を経営上の最重要課題の一つに位置付けており、経営の意思決定、業務執行体制の確立を重視する等、経営責任を明確化し、経営の効率化と健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の強化充実に取り組んでおります。

具体的には、当社は、取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、効率性及び透

明性を図るため、統治形態を監査等委員会設置会社としております。

当社の取締役会は、社内取締役2名、独立社外取締役3名（いずれも監査等委員）で構成され、経営の基本方針等重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督しています。取締役に社外取締役を招聘することにより、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っております。

また、取締役会に付議すべき事項や取締役会の意思決定に基づく課題、事業戦略及び業績等の全般的な業務執行に関する経営上の重要な事項の協議を行うことを目的として、代表取締役社長の諮問機関として、業務執行取締役の全員、常勤の監査等委員である取締役、執行役員及び各部門長により構成される部長会議、戦略会議及び業績審議会を設置しております。部長会議は、原則として毎月2回、それ以外の会議体は毎月1回定例会議が開催され、重要案件が発生した場合には随時、臨時の会議を開催しております。

さらに、取締役の選解任及び報酬等の内容及び決定プロセスに関する公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社は2022年2月に独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社内取締役1名、独立社外取締役2名で構成され、役員の指名及び報酬に関する審議を実施しております。

#### （監査等委員会監査及び内部監査）

当社の監査等委員会は、独立社外取締役3名で構成され、内部統制システムを利用して、取締役の職務執行、その他グループ経営にかかわる全般の職務執行の状況について、監査・監督を実施しております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催され、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう取り組んでおります。

また、当社の内部監査室は、業務執行ラインから独立した代表取締役社長直轄の組織であります。専任担当者を配置し、内部監査業務のほか、内部統制全般に関する業務、リスクマネジメント及び企業倫理に関する業務を行っております。内部監査は、代表取締役社長の承認を得た監査計画に基づいて実施しており、それ以外にも、代表取締役社長の指示による特別監査を実施することがあります。内部監査室は、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門への改善指摘事項等の通知及び改善状況を把握するためフォローアップ等を実施しております。

#### （その他）

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（2023年7月6



日)をご参照下さい。

### 3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### (1) 本対応方針の目的及び概要

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記1「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

#### (2) 対抗措置の発動に至るまでの手続

大規模買付者には、本対応方針導入後に大規模買付行為等に該当する行為を行う場合は60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。

当社は、大規模買付者に対して、遅くとも当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から5営業日以内に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規

模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報（以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める（かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内で取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

今後の大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後）にのみ実施されるべきものとします。

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内に、株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされる

ことに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。株主意思確認総会を開催する場合には、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

なお、上記のとおり、当社は、テックス・テクノロジー株式会社による大規模買付行為等に係る今後の評価・検討の結果、仮に、当社取締役会が大規模買付行為等に反対の立場をとり、これに対して本対応方針に基づく対抗措置を発動すべきであると考えられる場合には、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認するべく、株主意思確認総会を開催することとしております。

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

なお、対抗措置の概要については、当社ウェブサイト (<https://www.nippon-denkai.co.jp/ir/>) に掲載しております2024年3月8日付「テックス・テクノロジー株式会社による当社の株券等を対象とする大規模買付行為等が行われていることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」をご覧ください。



#### 4 株主及び投資家の皆様への影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

#### 5 本対応方針の合理性を高める仕組み

##### (1) 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありますが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日の改訂後のもの)の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。

##### (2) 株主意思の尊重 (株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること)

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。大規模買付者が上記3(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が上記3(2)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等(当社株券等の追加取得を含みます。)を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで発動されることとなりますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、株主の皆様の意思を確認する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、下記6記載のとおり、本対応方針は本日から効力が生じるものとしませんが、その有効期間は、原則として、2024年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

(3) 取締役の恣意的判断の排除

上記(2)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記3(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立委員会の勧告を受けるものとしています。さらに、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

従って、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

(4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記6記載のとおり、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

6 本対応方針の廃止の手続及び有効期間

本対応方針は2024年3月8日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、2024年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。但し、2024年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを含む大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておられません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しています。利益還元策については、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況や今後の事業計画等を勘案しつつ決定していく方針です。しかしながら当社は成長過程にあり、当社を取り巻く市場環境を踏まえて、財務基盤を強化し、将来の事業拡大のための投資に充当することにより事業の競争力を高めることこそが、株主に対する利益還元の最大化につながるとの考え方にに基づき、設立以来配当を実施しておりません。

内部留保資金は、今後の当社グループの成長と、財務基盤の安定を勘案しつつ、運転資金や生産設備に係る設備資金等、事業活動の原資として活用する方針です。

なお、当社の剰余金配当は毎年9月30日を基準日とする中間配当及び毎年3月31日を基準日とする期末配当の年2回を基本としております。また、会社法第459条第1項各号の定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,580,502</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,885,120</b>
現金及び預金	3,376,480	買掛金	1,559,129
売掛金	2,005,508	短期借入金	6,711,650
製品	853,300	1年内返済予定の長期借入金	1,856,940
仕掛品	1,349,502	リース債務	19,808
原材料及び貯蔵品	494,081	未払法人税等	26,463
その他	501,628	賞与引当金	108,877
<b>固定資産</b>	<b>15,327,609</b>	その他	1,602,251
<b>有形固定資産</b>	<b>14,824,685</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,298,091</b>
建物及び構築物	1,297,481	長期借入金	5,075,910
機械装置及び運搬具	2,683,567	リース債務	215,720
土地	675,580	繰延税金負債	1,731
リース資産	203,714	その他	4,729
建設仮勘定	9,866,756	<b>負債合計</b>	<b>17,183,212</b>
その他	97,584	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>27,375</b>	<b>株主資本</b>	<b>6,199,861</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>475,548</b>	資本金	1,858,509
繰延税金資産	2,663	資本剰余金	4,058,509
退職給付に係る資産	426,508	利益剰余金	283,160
その他	46,376	自己株式	△318
<b>資産合計</b>	<b>23,908,111</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>525,037</b>
		為替換算調整勘定	358,051
		退職給付に係る調整累計額	166,986
		<b>純資産合計</b>	<b>6,724,899</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>23,908,111</b>

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,650,302
売上原価		16,460,119
売上総利益		190,183
販売費及び一般管理費		1,224,417
営業損失 (△)		△1,034,233
営業外収益		
受取利息	37	
屑売却収入	36,128	
為替差益	540,014	
助成金収入	150,322	
その他	4,115	730,618
営業外費用		
支払利息	221,774	
支払報酬	644,701	
その他	118,674	985,150
経常損失 (△)		△1,288,765
特別利益		
固定資産売却益	8,450	
新株予約権戻入益	209,947	
受取保険金	534,546	752,944
特別損失		
固定資産除売却損	65,557	
臨時損失	268,660	334,217
税金等調整前当期純損失 (△)		△870,039
法人税、住民税及び事業税	4,814	
法人税等調整額	△369	4,445
当期純損失 (△)		△874,484
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△874,484

# 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,858,509	4,058,509	1,157,645	△196	7,074,467
当 期 変 動 額					
親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)			△874,484		△874,484
自己株式の取得				△121	△121
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△874,484	△121	△874,605
当 期 末 残 高	1,858,509	4,058,509	283,160	△318	6,199,861

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	382,823	△9,496	373,327	7,447,794
当 期 変 動 額				
親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)				△874,484
自己株式の取得				△121
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△24,772	176,483	151,710	151,710
当 期 変 動 額 合 計	△24,772	176,483	151,710	△722,895
当 期 末 残 高	358,051	166,986	525,037	6,724,899

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結会計年度に続き、当連結会計年度においても重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。また、当連結会計年度末において、手元資金と比べて短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高の水準が高いことから、当該借入金の返済が困難な状況にあります。

これらの状況により、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況に対し、当社グループでは、当該事象又は状況の解消に向けて、今後の事業方針として(A)高付加価値分野へのシフト、(B)技術力の更なる強化、(C)連結子会社との事業シナジー拡大及び(D)価格改定による利幅の改善・製造コスト低減を掲げ、収益性の向上に取り組んでまいります。

(A)の高付加価値分野へのシフトについては、当社の技術優位性及品質・信頼性が活かせる高性能車載電池用銅箔や高速通信分野をターゲットにした高周波基板用銅箔に注力し、収益性の高い製品の販売比率向上を目指します。

(B)の技術力の更なる強化については、プロセス技術開発の推進を通じ、製品の更なる品質向上や生産効率改善によるコスト競争力確保に努めてまいります。また、並行して、今後の市場ニーズに適合する製品の開発も推進します。車載電池用銅箔においては、先進LIBや全固体電池等の次世代LIBの要求特性に適合した機械特性や表面処理に特徴を有する製品の開発及び市場投入、回路基板用銅箔においては、高速通信や高密度実装領域をターゲットとした製品の開発及び市場投入を継続的に進めます。

(C)の連結子会社との事業シナジー拡大については、昨今、自動車産業界において電動自動車シフトが急速に進み、車載用LIB向けの銅箔需要が世界的に高まっている状況を受け、連結子会社にて車載電池用銅箔の生産開始に向けた体制の整備を進め、当社及び連結子会社より車載電池用銅箔が供給できる体制を推進します。また需要に応じた更なる生産能力の増強についても検討を進めます。連結子会社は、米国で長年の生産実績を有する電解銅箔メーカーであるとともに、顧客であるLIBセルメーカーが新規工場を米国内に建設している状況であることから、その立地条件を活かして、米国市場への製品供給を進めます。

(D)の価格改定による利幅の改善・製造コスト低減については、適切なマージンを確保するべく、電力価格変動を販売価格に反映する範囲の拡大に継続して取り組むとともに、費用削減に加え、生産現場におけるDX・IoT化の効果刈り取りなどにより製造コスト低減を図ります。

更に、資金面では、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、取引先金融機関から期限の利益等の喪失の権利行使をしないことに合意を得ていることから、引き続き金融機関の支援を得られる見通しです。加えて、保有資産の売却や設備投資案件の厳選及び抑制等により、事業及び運転資金の安定的な確保と維持に努めるとともに、財務体質の改善及び強化を図り、運転資本の充実のため、あらゆる資本政策の可能性についても検討しております。

しかしながら、現時点において、当社グループの対応策は実施途上にあり、今後の事業進捗や追加的な資金



調達状況等によっては、当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

#### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

##### 1. 連結の範囲に関する事項

###### (1) 連結子会社の状況

- ① 連結子会社の数 1社
- ② 連結子会社の名称 Denkai America Inc.

###### (2) 非連結子会社の名称等

- ① 非連結子会社の数 1社
- ② 非連結子会社の名称 Denkai Richmond LLC
- ③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

##### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

##### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

##### 4. 会計方針に関する事項

###### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 棚卸資産

製品、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

なお、在外子会社は移動平均法による低価法を採用しております。

原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

###### ② デリバティブ 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3 ～50年

機械装置及び運搬具 2 ～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは電解銅箔の製造販売を事業としており、主な履行義務は、顧客に製品を引き渡す義務であります。

国内取引について製品の納品時に製品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。連結子会社の預託在庫取引に係る製品販売については、製品の納入により連結子会社所有の預託在庫とした後、顧客が製品を使用した時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点におい

て収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…在外子会社に対する持分への投資

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。通貨スワップは実需の範囲内で行うこととしており、投機的取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

**(表示方法の変更に関する注記)**

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「株式交付費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	14,824,685千円
無形固定資産	27,375千円
減損損失	－千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、収益性が著しく低下した資産グループに関しては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行い帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

当連結会計年度においては、減損の兆候があると判断された資産グループについて、翌連結会計年度以降の事業計画に基づいて将来キャッシュ・フローの見積りを行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

#### ② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎として見積もっております。この事業計画に含まれる主要な仮定は、将来の売上高及び原材料価格の見込であります。将来の売上高は、過去の販売実績や販売見込等を考慮して算定しており、原材料価格の見込については、過去の実績推移等を勘案した仮定に基づいております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動等の影響を受け、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失を計上する可能性があります。

## (会計上の見積りの変更に関する注記)

### (残存価額及び耐用年数の変更)

当社の連結子会社であるDenkai America Inc.では、車載電池用銅箔設備の竣工を契機として、同社が保有する有形固定資産の残存価額及び経済的使用可能予測期間を見直し、当連結会計年度より将来にわたり変更しております。

この結果、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失はそれぞれ41,266千円増加し、税金等調整前当期純損失は53,014千円増加しております。

## (追加情報)

### (財務制限条項)

当社が2018年2月26日に締結したシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2018年3月期以降（2018年3月期を含む。）の各決算期末における連結ベースでのレバレッジ・レシオを、3.50以下に維持すること。（2019年3月期は4.50、2020年3月期は3.20、2021年3月期は2.80、2022年3月期以降は2.40）
- ② 2018年3月期以降（2018年3月期を含む。）の各決算期末の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結ベースでの純資産の部の合計金額の85%以上かつ21億円以上に維持すること。
- ③ 2018年3月期以降（2018年3月期を含む。）の各決算期末における連結ベースの営業利益が赤字となる状態を生じさせないこと。

当社が2020年3月13日に締結したシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2020年3月期以降（2020年3月期を含む。）の各決算期末における連結ベースでのレバレッジ・レシオを、2.80以下に維持すること。（2022年3月期以降は2.40）
- ② 2020年3月期以降（2020年3月期を含む。）の各決算期末の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結ベースでの純資産の部の合計金額の85%以上かつ21億円以上に維持すること。
- ③ 2020年3月期以降（2020年3月期を含む。）の各決算期末における連結ベースの営業利益が赤字となる状態を生じさせないこと。

当社が2021年1月27日に締結したシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期及びそれ以降の各決算期末における連結ベースでのレバレッジ・レシオを、3.20以下に維持すること。（2022年3月期以降は2.40）
- ② 2021年3月期及びそれ以降の各決算期末の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結ベースでの純資産の部の合計金額の85%以上かつ21億円以上に維持すること。
- ③ 2021年3月期及びそれ以降の各決算期末における連結ベースの営業利益が赤字となる状態を生じさせないこと。

当社が2022年1月25日に締結したシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2022年3月期及びそれ以降の各決算期末における連結ベースでのレバレッジ・レシオを、2.40以下に維持すること。
- ② 2022年3月期及びそれ以降の各決算期末の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結ベースでの純資産の部の合計金額の85%以上に維持すること。
- ③ 2022年3月期及びそれ以降の各決算期末における連結ベースの営業利益が2期連続して赤字となる状態を生じさせないこと。

なお、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、取引先金融機関から期限の利益等の喪失の権利行使をしないことについて合意を得ております。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建設仮勘定	3,427,130千円
担保に係る債務	短期借入金	1,438,300千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,323,976千円

**(連結損益計算書に関する注記)**

1. 受取保険金

2023年6月に連結子会社に於いて発生した電気設備不具合に対する受取保険金であります。

2. 臨時損失

連結子会社の電気設備不具合の発生に伴い操業度が低下した期間中に発生した固定費相当額であります。

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,050,000	－	－	9,050,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当連結会計年度末
普通株式(株)	69	102	－	171

(注) 普通株式の自己株式の増加102株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、事業運営に必要となる設備資金や短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は、預金等、安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金には、顧客の信用リスクがあります。当該リスクについては社内規則に基づき、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、在外子会社に対する持分への投資に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	6,932,850	6,642,914	△289,935
負債計	6,932,850	6,642,914	△289,935
デリバティブ取引 (※)			
ヘッジ会計を適用しているもの	△443,232	△443,232	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△(マイナス)で示しております。

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	—	△443,232	—	△443,232



② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	—	6,642,914	—	6,642,914

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	売上高 (千円)
車載電池用銅箔	12,542,202
回路基板用銅箔	4,108,100
顧客との契約から生じる収益	16,650,302
その他の収益	—
外部顧客への売上高	16,650,302

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高

区分	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
契約負債	65,313	—

契約負債は、製品の引渡前に当社グループが顧客から受け取った対価であり、当連結会計年度の期首時点の契約負債残高は、全額が当連結会計年度の収益として認識されております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## (1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 743円10銭
- (2) 1株当たり当期純損失 (△) △96円63銭

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,150,268</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,094,958</b>
現金及び預金	2,285,286	買掛金	1,330,061
売掛金	1,297,514	短期借入金	5,273,350
製品	615,610	1年内返済予定の長期借入金	1,856,940
仕掛品	1,118,625	リース債務	19,808
原材料及び貯蔵品	306,516	未払金	847,568
前払費用	26,015	未払費用	217,460
立替金	2,074,797	未払法人税等	26,463
関係会社短期貸付金	4,307,330	預り金	16,092
その他の	1,118,572	賞与引当金	63,980
<b>固定資産</b>	<b>8,795,321</b>	その他の	443,232
<b>有形固定資産</b>	<b>4,103,691</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,296,360</b>
建物	1,083,340	長期借入金	5,075,910
構築物	90,938	リース債務	215,720
機械及び装置	1,866,301	資産除去債務	4,729
車両運搬具	1,700	<b>負債合計</b>	<b>15,391,318</b>
工具器具備品	97,584	<b>(純資産の部)</b>	
土地	586,254	<b>株主資本</b>	<b>6,997,504</b>
リース資産	203,714	資本金	1,858,509
建設仮勘定	173,856	資本剰余金	4,058,509
<b>無形固定資産</b>	<b>27,375</b>	資本準備金	2,958,509
ソフトウェア	27,156	その他資本剰余金	1,100,000
その他の	218	<b>利益剰余金</b>	<b>1,080,803</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,664,254</b>	その他利益剰余金	1,080,803
関係会社株式	1,219,894	繰越利益剰余金	1,080,803
出資金	10	<b>自己株式</b>	<b>△318</b>
関係会社長期貸付金	3,444,350	評価・換算差額等	△443,232
<b>資産合計</b>	<b>21,945,589</b>	繰延ヘッジ損益	△443,232
		<b>純資産合計</b>	<b>6,554,271</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>21,945,589</b>

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,310,856
売上原価		12,933,669
売上総利益		377,186
販売費及び一般管理費		853,042
営業損失 (△)		△475,855
営業外収益		
受取利息	332,548	
屑売却収入	36,128	
為替差益	516,748	
助成金収入	150,322	
その他	10,717	1,046,465
営業外費用		
支払利息	207,231	
支払報酬	644,701	
その他	58,608	910,541
経常損失 (△)		△339,931
特別利益		
新株予約権戻入益	209,947	209,947
特別損失		
固定資産除売却損	11,455	11,455
税引前当期純損失 (△)		△141,439
法人税、住民税及び事業税	4,814	
法人税等調整額	-	4,814
当期純損失 (△)		△146,254

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,858,509	2,958,509	1,100,000	4,058,509	1,227,058	1,227,058	△196	7,143,880
当 期 変 動 額								
当期純損失 (△)					△146,254	△146,254		△146,254
自己株式の取得							△121	△121
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△146,254	△146,254	△121	△146,376
当 期 末 残 高	1,858,509	2,958,509	1,100,000	4,058,509	1,080,803	1,080,803	△318	6,997,504

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△213,852	△213,852	6,930,028
当 期 変 動 額			
当期純損失 (△)			△146,254
自己株式の取得			△121
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△229,380	△229,380	△229,380
当期変動額合計	△229,380	△229,380	△375,757
当 期 末 残 高	△443,232	△443,232	6,554,271

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

当社は、前事業年度に続き、当事業年度においても重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。また、当事業年度末において、手元資金と比べて短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高の水準が高いことから、当該借入金の返済が困難な状況にあります。

これらの状況により、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況に対し、当社では、当該事象又は状況の解消に向けて、今後の事業方針として(A)高付加価値分野へのシフト、(B)技術力の更なる強化、(C)連結子会社との事業シナジー拡大及び(D)価格改定による利幅の改善・製造コスト低減を掲げ、収益性の向上に取り組んでまいります。

(A)の高付加価値分野へのシフトについては、当社の技術優位性と品質・信頼性が活かせる高性能車載電池用銅箔や高速通信分野をターゲットにした高周波基板用銅箔に注力し、収益性の高い製品の販売比率向上を目指します。

(B)の技術力の更なる強化については、プロセス技術開発の推進を通じ、製品の更なる品質向上や生産効率改善によるコスト競争力確保に努めてまいります。また、並行して、今後の市場ニーズに適合する製品の開発も推進します。車載電池用銅箔においては、先進LIBや全固体電池等の次世代LIBの要求特性に適合した機械特性や表面処理に特徴を有する製品の開発及び市場投入、回路基板用銅箔においては、高速通信や高密度実装領域をターゲットとした製品の開発及び市場投入を継続的に進めます。

(C)の連結子会社との事業シナジー拡大については、昨今、自動車産業界において電動自動車シフトが急速に進み、車載用LIB向けの銅箔需要が世界的に高まっている状況を受け、連結子会社にて車載電池用銅箔の生産開始に向けた体制の整備を進め、当社及び連結子会社より車載電池用銅箔が供給できる体制を推進します。また需要に応じた更なる生産能力の増強についても検討を進めます。連結子会社は、米国で長年の生産実績を有する電解銅箔メーカーであるとともに、顧客であるLIBセルメーカーが新規工場を米国内に建設している状況であることから、その立地条件を活かして、米国市場への製品供給を進めます。

(D)の価格改定による利幅の改善・製造コスト低減については、適切なマージンを確保するべく、電力価格変動を販売価格に反映する範囲の拡大に継続して取り組むとともに、費用削減に加え、生産現場におけるDX・IoT化の効果刈り取りなどにより製造コスト低減を図ります。

更に、資金面では、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、取引先金融機関から期限の利益等の喪失の権利行使をしないことに合意を得ていることから、引き続き金融機関の支援を得られる見通しです。加えて、保有資産の売却や設備投資案件の厳選及び抑制等により、事業及び運転資金の安定的な確保と維持に努めるとともに、財務体質の改善及び強化を図り、運転資本の充実のため、あらゆる資本政策の可能性についても検討しております。

しかしながら、現時点において、当社の対応策は実施途上にあり、今後の事業進捗や追加的な資金調達の状況等によっては、当社の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3 ～ 38年

機械及び装置 2 ～ 7 年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は電解銅箔の製造販売を事業としており、主な履行義務は、顧客に製品を引き渡す義務であります。

国内取引について製品の納品時に製品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…在外子会社に対する持分への投資

##### ③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。通貨スワップは実需の範囲内で行うこととしており、投機的取引は行わない方針であります。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

##### (損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「株式交付費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。



## (会計上の見積りに関する注記)

### 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,103,691千円
無形固定資産	27,375千円
減損損失	－千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損 (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (追加情報)

### (財務制限条項)

当社が2018年2月26日に締結したシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2018年3月期以降（2018年3月期を含む。）の各決算期末における連結ベースでのレバレッジ・レシオを、3.50以下に維持すること。（2019年3月期は4.50、2020年3月期は3.20、2021年3月期は2.80、2022年3月期以降は2.40）
- ② 2018年3月期以降（2018年3月期を含む。）の各決算期末の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結ベースでの純資産の部の合計金額の85%以上かつ21億円以上に維持すること。
- ③ 2018年3月期以降（2018年3月期を含む。）の各決算期末における連結ベースの営業利益が赤字となる状態を生じさせないこと。

当社が2020年3月13日に締結したシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2020年3月期以降（2020年3月期を含む。）の各決算期末における連結ベースでのレバレッジ・レシオを、2.80以下に維持すること。（2022年3月期以降は2.40）
- ② 2020年3月期以降（2020年3月期を含む。）の各決算期末の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結ベースでの純資産の部の合計金額の85%以上かつ21億円以上に維持すること。
- ③ 2020年3月期以降（2020年3月期を含む。）の各決算期末における連結ベースの営業利益が赤字となる状態を生じさせないこと。

当社が2021年1月27日に締結したシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期及びそれ以降の各決算期末における連結ベースでのレバレッジ・レシオを、3.20以下に維持すること。（2022年3月期以降は2.40）
- ② 2021年3月期及びそれ以降の各決算期末の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結ベースでの純資産の部の合計金額の85%以上かつ21億円以上に維持すること。
- ③ 2021年3月期及びそれ以降の各決算期末における連結ベースの営業利益が赤字となる状態を生じさせないこと。

当社が2022年1月25日に締結したシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2022年3月期及びそれ以降の各決算期末における連結ベースでのレバレッジ・レシオを、2.40以下に維持すること。
- ② 2022年3月期及びそれ以降の各決算期末の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における連結ベースでの純資産の部の合計金額の85%以上に維持すること。
- ③ 2022年3月期及びそれ以降の各決算期末における連結ベースの営業利益が2期連続して赤字となる状態を生じさせないこと。

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、取引先金融機関から期限の利益等の喪失の権利行使をしないことについて合意を得ております。

**(貸借対照表に関する注記)**

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	16,502,939千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	2,805,084千円
短期金銭債務	60千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高	
売上高	73,270千円
売上原価、販売費及び一般管理費	1,798千円
営業取引以外の取引高	896,950千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式 (株)	69	102	-	171

(注) 普通株式の自己株式の増加102株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、合併に伴う時価評価差額、賞与引当金等でありますが、その全額について評価性引当額を計上しております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

#### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(法人)	テックス・テクノロジー株式会社	(被所有)直接20.85%	製造設備の購入	子会社の製造設備の購入等(注1)	820,715	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市況価格等を勘案し、都度価格交渉のうえ決定しております。

#### 2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Denkai America Inc.	(所有)直接100.00%	役員兼任資金の貸付業務の受託	資金の貸付(注1)	812,425	関係会社短期貸付金	4,307,330
				資金の回収(注1)	924,105	関係会社長期貸付金	3,444,350
				受取利息(注1)	332,511	その他流動資産	129,907
				設備の発注及び検収業務の受託(注2)	563,165	立替金 その他流動資産	2,070,712 563,135

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 設備の発注及び検収業務の受託については、発生した実費に業務内容を勘案し協議の上、決定した手数料を加えて請求しております。

**(収益認識に関する注記)**

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

(1) 1株当たり純資産額	724円24銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△16円16銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

日本電解株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 康 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 元 宏 樹 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電解株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電解株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度に続き、当連結会計年度においても重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。また、当連結会計年度末において、手元資金と比べて短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高の水準が高いことから、当該借入金の返済が困難な状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

日本電解株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 康 之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 元 宏 樹 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電解株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度に続き、当事業年度においても重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、当事業年度末において、手元資金と比べて短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高の水準が高いことから、当該借入金の返済が困難な状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3項イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

日本電解株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 山川真紀子 ㊞  
監査等委員 島 宏 一 ㊞  
監査等委員 片山典之 ㊞

(注) 監査等委員山川真紀子、島宏一、片山典之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p>なかしま ひでまさ 中島英雅 (1954年6月3日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1977年4月 住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社</p> <p>2009年4月 同社 常務執行役員 技術・品質総括部長</p> <p>2012年7月 同社 常務執行役員 棒鋼・線材Co長</p> <p>2012年10月 新日鐵住金株式会社（現 日本製鉄株式会社）常務執行役員 小倉製鐵所長</p> <p>2014年6月 日鉄住金エレクトロデバイス株式会社 代表取締役社長</p> <p>2015年1月 NGKエレクトロデバイス株式会社 代表取締役社長</p> <p>2017年4月 同社 相談役</p> <p>2018年6月 日本電解株式会社（旧 日本電解）代表取締役COO</p> <p>2018年10月 同社 代表取締役社長CEO</p> <p>2019年10月 当社 代表取締役社長CEO（現任）</p> <p>2020年3月 Denkai America Inc. CEO&amp;President</p> <p>2022年2月 Denkai America Inc. Director</p> <p>2022年11月 Denkai America Inc. CEO&amp;President（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] Denkai America Inc. CEO&amp;President</p>	7,574株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>中島英雅氏は、長年に亘り鉄鋼メーカーの要職に在り、非鉄金属を含めた金属業界に関する深い知識を有しております。また同氏は、鉄鋼メーカー他の経営に携わり、経営に関する広い知見と経験を有しております。これらの知識と経験を、当社の経営と取締役会の意思決定機能に活かすとともに、米国における銅箔事業の強い推進役として活かすため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	えんどう やすひる 遠藤安浩 (1963年9月5日生) 再任	1992年4月 日本電解株式会社(旧 日本電解)入社 2010年3月 同社 開発グループ長 2014年7月 同社 開発部長 2018年6月 同社 取締役 開発部長 2019年10月 当社 取締役 開発部長 2021年3月 当社 YBグローバル戦略室長 2021年5月 Denkai America Inc. Director (現任) 2021年10月 当社 YBグローバル戦略室長兼営業部長 2022年4月 当社 取締役 (現任) [重要な兼職の状況] Denkai America Inc. Director	1,211株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>遠藤安浩氏は、長年当社の銅箔開発に携わり、銅箔に関する深い知識を有しております。また、国外に当社の銅箔を展開するYBグローバル戦略室長や営業部長を歴任し、銅箔の販売に関する経験を有しております。これらの知識と経験を、今後見込まれる多用途の銅箔開発及び販売並びに当社の経営に活かすため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役島宏一氏が辞任されますので、補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
<p>ふたしま ひでお 二 島 英 郎 (1956年5月29日生)</p> <p>新任 社外</p>	<p>1980年4月 農林中央金庫入庫 2005年2月 同金庫大阪支店営業第一部長 2008年7月 同金庫本店外国営業部長 2010年7月 シブヤ精機株式会社 常務取締役 営業統括副本部長 2016年7月 株式会社農林中金総合研究所 顧問 2017年3月 片倉工業株式会社 社外取締役 2017年6月 農中ビジネスサポート株式会社 監査役 2017年7月 大昭和紙工産業株式会社 顧問 2019年1月 ジャパンアグリテック株式会社 監査役 2020年5月 シブヤ精機株式会社 営業統括本部参与 (海外担当)</p> <p>[重要な兼職の状況] なし</p>	<p>一株</p>
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 二島英郎氏は、金融機関や上場企業など多くの企業の社外取締役や監査役等を歴任されており、経理・財務及び金融に関する広く深い知見を有しておられます。その豊富な経験と知見により、社外の客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただけるばかりでなく、多くの経営課題を有する当社にとり多角的な視点から適切なアドバイスをいただけるものと判断および期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 二島英郎氏は社外取締役候補者であり、原案どおり選任された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は二島英郎氏が原案どおり選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】本総会終結後の取締役会のスキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役会の構成及び、各取締役の有する知識、経験及び専門性は以下のとおりとなります。

氏名	性別	財 務 計 画	企 業 営 業	法 務 コンプライアンス	グ ロ ー ル バ	営 業	マ ー ケ テ ィ ン グ	研 究 発 展
中 島 英 雅	男性	○	○		○			○
遠 藤 安 浩	男性		○		○	○	○	○
山川眞紀子 (常勤監査等委員)	女性			○	○			
片山典之 (監査等委員)	男性			○	○			
二 島 英 郎 (監査等委員)	男性	○	○		○	○		

以上



## Environment

### xEVの普及で、 脱炭素社会の実現へ

当社では、車載電池用銅箔の供給及び高品質化を通じ、車載用リチウムイオン電池とxEVの普及に寄与し、脱炭素社会、持続可能な社会の実現に貢献します

取り組みを通じて特に貢献可能なSDGsの目標



### 当社グループの銅材料は、 リサイクル銅100%を使用しています

当社グループは、製造過程で発生する銅箔屑もリサイクルしています  
ISO14021:2016の適合について外部認証機関による検証実施済みです

取り組みを通じて特に貢献可能なSDGsの目標



## Social

### 人的資本経営 「個人の成長=会社の成長」を実践します

教育カリキュラムの拡充により人材の成長を図り、中長期的な企業価値向上を目指します

取り組みを通じて特に貢献可能なSDGsの目標



## Governance

### 環境への取り組みの拡充による ガバナンス向上

一例として地球環境改善のため環境管理委員会を充実させ、カーボンフットプリント部会を新設しました

取り組みを通じて特に貢献可能なSDGsの目標



### LCYグループ(台湾)とシナジーを追求する 業務提携契約、ライセンス契約を締結

当社は2024年1月、台湾の銅箔メーカーLCY TECHNOLOGY CORPORATION(以下、LCYTとします)を含むLCYグループと業務提携契約及びライセンス契約等を締結いたしました。

この業務提携契約により、当社グループとLCYTの双方の技術知見や顧客ポートフォリオを活用し、双方のシナジーを追求することにより、当社グループの中長期的な事業方針である、①車載電池用と先端回路基板用の2市場に注力、販売を拡大、②日米で生産体制を整備、生産販売シナジーを最大化、③収益力の回復を加速することができると考えております。

### 米国カムデン工場の電気設備が復旧 車載電池用銅箔の量産開始

2023年6月、落雷と思われる原因により、米国子会社(Denkai America Inc.)の電気設備(整流器)が2基故障いたしました。1基は間もなく修理が完了したものの、残る1基については、修理に時間を要し2023年12月修理が完了し完全復旧いたしました。

この電気設備故障により操業度が低下した期間中に発生した固定費相当額(268百万円)を特別損失に、また、これに伴う受取保険金(534百万円)を特別利益にそれぞれ計上いたしました。

今後は、設備管理ならびに生産体制の改善を図るべく継続的に取り組み、顧客の信頼回復と受注の回復に努めてまいります。

### 車載電池用銅箔、回路基板用銅箔ともに 新製品が顧客に採用され、販売を拡大

次世代ニーズを先取りする新製品の開発を進め、車載電池用及び回路基板用共に顧客に採用され、販売を拡大しております。

車載電池用銅箔においては、新規高容量電池向け6 $\mu$ m箔の量産が立ち上り、生産体制を整備すると共に量産化に対応しております。また、回路基板用銅箔においては、高周波用途で新規顧客向け新製品が採用され、2024年3月から本格量産及び納入を開始しております。

### 地域密着のパトラン活動2周年 筑西市や警察と連携し活動

2021年8月、当社所在地茨城県筑西市内で毎月2回、防犯と清掃活動を目的としたパトラン(パトロールランニング)クラブを立ち上げ、2023年8月、2周年を迎えJR水戸線下館駅前で記念となる活動を行いました。当日のパトラン活動は筑西市の広報誌、「People No.260」にも取り上げられ紹介されました。今後は、筑西市役所などの行政機関や筑西警察署などと連携し、活動の幅を広げてまいります。



#### 8/23 ボランティア まちの安心安全を守る活動



日本電解(株)などの有志で活動する「日本電解パトラン(中島英雅代表)」が今年で結成2周年を迎え、下館駅前で防犯パトロールを兼ねたランニングやごみ拾いを行いました。



生活を支える、未来に役立つ技術を提供

# DENKAI 丸わかり!

当社について  
理解を深めていただくため、  
よくあるご質問にお答えします!

**Q** 黒字化に向けた収益性を確保するための取り組み、施策について教えてください。

**A** 販売量の低迷は今が底の状態と考えており、2024年度は顧客の新しいラインの立ち上げや新規顧客への販売開始等、販売量・生産量の拡大が見込まれております。また、IoTの力を活用しながら製品の歩留改善・生産性改善等の諸施策を進めて行きます。

**Q** LCYによる新株予約権が行使されませんでした。協業の範囲が変わるのですか

**A** LCYの新株予約権不行使に至った理由のひとつとして、当社への出資に関し各所と交渉の結果、LCY側から見たシナジー効果が、当初想い描いていた姿と異なるものとなったという背景があります。当社側から見たシナジー効果に関しては当初の予定と変わらず、技術支援費獲得と顧客ポートフォリオの拡大による拡販が想定されております。

## 株主メモ

証券コード	5759	株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
上場証券取引所	東京証券取引所グロース	事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店証券代行部
事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで	郵便物送付先 及び電話照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-782-031 (フリーダイヤル)
定時株主総会	毎年6月	公告掲載方法	電子公告により行います。 公告掲載URL： <a href="https://www.nippon-denkai.co.jp">https://www.nippon-denkai.co.jp</a> やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
基準日	毎年3月末日		
剰余金の配当の基準日	毎年9月末日、毎年3月末日		
1単元の株式数	100株		

## 株主還元方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しています。利益還元策については、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況や今後の事業計画等を勘案しつつ決定していく方針です。しかしながら当社は成長過程にあり、当社を取り巻く市場環境を踏まえて、財務基盤を強化し、将来の事業拡大のための投資に充当することにより事業の競争力を高めることこそが、株主に対する利益還元の最大化につながるの考え方に基づき、配当実施の可能性及びその実施時期については未定としています。

# 株主総会会場のご案内図

## 会場

栃木県小山市神鳥谷202  
小山グランドホテル  
2階 飛天の間

## 日時

2024年6月28日（金）  
午前11時  
(受付開始予定時刻10時30分)

- ・公共交通機関をご利用される場合は、JR小山駅西口よりお越しください。  
(タクシー約10分・徒歩約25分)
- ・小山駅からのシャトルバスによる送迎はございませんので、ご了承ください。
- ・お車でお越しの場合は、敷地内駐車場をご利用ください。  
※駐車場約100台有り



※当日の懇親会の開催並びにお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日本電解株式会社

茨城県筑西市下江連1226番地  
TEL : 0296-28-5551

